

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件名 | エレベーター改修工事（光陽中学校外1校） |
| (3) 場所 | 越谷市川柳町一丁目498番地外 |
| (4) 履行期間 | 令和6年5月21日から令和7年3月14日まで |
| (5) 契約金額 | 26,400,000 円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社日立ビルシステム
関東支社 |
| (7) 受注者住所 | 千葉県柏市柏4-8-1 |
| (8) 概要 | 工事の概要：光陽中学校・武蔵野中学校のエレベーターを改修する。 |
| (9) 理由 | 特命随意契約理由：本工事は、既設エレベーターをリニューアルする工事であり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、今後の運転に支障をきたすおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、製造メーカーである、「株式会社日立ビルシステム関東支社」と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件名 | エレベーター改修工事（平方中学校外1校） |
| (3) 場所 | 越谷市大字平方2，115番地外 |
| (4) 履行期間 | 令和6年5月21日から令和7年3月14日まで |
| (5) 契約金額 | 26,400,000 円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社日立ビルシステム
関東支社 |
| (7) 受注者住所 | 千葉県柏市柏4-8-1 |
| (8) 概要 | 工事の概要：平方中学校・新栄中学校のエレベーターを改修する。 |
| (9) 理由 | 特命随意契約理由：本工事は、既設エレベーターをリニューアルする工事であり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、今後の運転に支障をきたすおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、製造メーカーである、「株式会社日立ビルシステム関東支社」と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件名 | 新方小学校外7校プールろ過機修繕 |
| (3) 場所 | 越谷市大字北川崎178番地 外 |
| (4) 履行期限 | 令和6年5月21日から令和6年10月31日まで |
| (5) 契約金額 | 6,863,384 円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社三進ろ過工業
東京営業所 |
| (7) 受注者住所 | 東京都豊島区巢鴨1-9-11 |
| (8) 概要 | 小学校に設置されているプールろ過機の修繕を行う |
| (9) 理由 | 特命随意契約理由：本修繕は、各学校に設置されているプール用ろ過機の一部部材を更新するものです。施工後のろ過機の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定より、既存ろ過機メーカーである株式会社三進ろ過工業東京営業所と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件名 | 大相模中学校外3校プールろ過機修繕 |
| (3) 場所 | 越谷市相模町三丁目165番地 外 |
| (4) 履行期限 | 令和6年5月21日から令和6年10月31日まで |
| (5) 契約金額 | 5,048,868 円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社三進ろ過工業
東京営業所 |
| (7) 受注者住所 | 東京都豊島区巢鴨1-9-11 |
| (8) 概要 | 中学校に設置されているプールろ過機の修繕を行う |
| (9) 理由 | 特命随意契約理由：本修繕は、各学校に設置されているプール用ろ過機の一部部材を更新するものです。施工後のろ過機の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定より、既存ろ過機メーカーである株式会社三進ろ過工業東京営業所と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 種別 | 管工事 |
| (2) 件名 | 保健所（1階～3階）空調機フィルター交換修繕 |
| (3) 場所 | 越谷市東越谷十丁目31番地 |
| (4) 履行期限 | 令和6年5月22日から令和6年12月27日まで |
| (5) 契約金額 | 1,356,300円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社ナカノヤ |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市大沢3-28-11 |
| (8) 概要 | 保健所（1階～3階）空調機フィルター交換修繕（49台） |
| (9) 理由 | 【特命随意契約理由】
本修繕は、保健所空調機のフィルター等を交換修繕するものであり、機器等の機能維持に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該空調機等の新設工事を施工し、かつ、現在の保守管理業者である株式会社ナカノヤに特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 種別 | 管工事 |
| (2) 件名 | 越谷サンシティターボ冷凍機オーバーホール修繕 |
| (3) 場所 | 越谷市南越谷一丁目2876番地1 |
| (4) 履行期限 | 令和6年5月24日から令和7年3月14日まで |
| (5) 契約金額 | 19,580,000 円(税込み) |
| (6) 受注者 | 東武ビルマネジメント株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 東京都墨田区押上2-12-7 |
| (8) 概要 | NO. 1 冷凍機のオーバーホールを行う。 |
| (9) 理由 | 本修繕は、越谷サンシティのターボ冷凍機について、分解・点検を実施し、精度を回復するために必要な処置を行うものですが、施設全体の空調機器と密接に関連している設備であり、施設の運営への影響が大きいため、修繕後の故障に関して、責任の所在を明確にすること及び早期の原因究明や修理を行う必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、本施設全体の設備機器を維持管理している東武ビルマネジメント株式会社と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 種別 | 建築一式工事 |
| (2) 件名 | 越谷サンシティ防火シャッター修繕 |
| (3) 場所 | 越谷市南越谷一丁目2876番地1 |
| (4) 履行期限 | 令和6年5月24日から令和7年2月28日まで |
| (5) 契約金額 | 9,130,000 円(税込み) |
| (6) 受注者 | 東武ビルマネジメント株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 東京都墨田区押上2-12-7 |
| (8) 概要 | 越谷サンシティの防火シャッターについて、開閉器・自動閉鎖装置や危害防止装置等の部品交換を実施。 |
| (9) 理由 | 本修繕は、越谷サンシティの防火シャッターについて、開閉機・自動閉鎖装置や危害防止装置等の部品交換を実施し、防火・防煙機能を回復するために必要な処置を行うものですが、防火区画の形成にあたり既存の消防設備と密接に関連しているため、修繕後の故障に関して、責任の所在を明確にすること及び早期の原因究明や修理を行う必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、本施設全体の設備機器を維持管理している東武ビルマネジメント株式会社と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種別 | 電気工事 |
| (2) 件名 | 総合体育館照明制御設備修繕 |
| (3) 場所 | 越谷市増林二丁目33番地 |
| (4) 履行期限 | 令和6年5月24日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契約金額 | 4,785,000円(税込み) |
| (6) 受注者 | パナソニックEWエンジニアリング株式会社
東京本部 |
| (7) 受注者住所 | 東京都港区東新橋1-5-1 |
| (8) 概要 | 屋内照明設備の操作・監視用機器（照明監視制御装置）の故障のため改修を行う。 |
| (9) 理由 | 特命随意契約理由：本修繕は、総合体育館内に設置されている照明制御用機器の一部部材を更新するものです。施工後の照明監視制御装置の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、既存照明制御装置メーカーであるパナソニックEWエンジニアリング株式会社と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事
(2) 件 名 市役所井水設備制御配線工事
(3) 場 所 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
(4) 履 行 期 間 令和6年5月28日から令和6年10月31日まで
(5) 契 約 金 額 3,936,287 円(税込み)
(6) 受 注 者 株式会社ダイキアクス
東京本社
(7) 受注者住所 東京都中央区東日本橋2-15-4
PMO東日本橋
(8) 概 要 既存井水設備の制御配線工事を行う。

- (9) 理 由 執行方法：自治令第167条の2第1項第6号
理 由：本工事は、既存井水設備のろ過機器等の運転制御をするために必要な配線を行うものです。井水設備のろ過機器等は昨年度工事「越谷市役所外構整備工事」で、下請負業者である株式会社ダイキアクスにより施工しました。また、井水設備完了後には、株式会社ダイキアクスと維持管理契約を予定しております。井水設備は井戸水を浄化し飲料水としても使用するため、施設の運営への影響が大きく、工事後の故障に関して、責任の所在を明確にすること及び早期の原因究明や修理を行う必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、株式会社ダイキアクスと特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種別 | 土木施設維持管理（苑地） |
| (2) 件名 | 越谷市空家等の適正管理に関する条例第9条に基づく緊急安全措置業務委託（R6-N01 弥十郎） |
| (3) 場所 | 越谷市弥十郎778番地13 |
| (4) 履行期間 | 令和6年5月24日から令和6年6月28日まで |
| (5) 契約金額 | 6,600,000円（税込み） |
| (6) 受注者 | 越谷建設推進協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市登戸町2-5 |
| (8) 概要 | 令和6年4月24日（水）に市内震度2の地震により、部材の一部が道路に落下したとの通報を受け、翌日現地確認を実施した。本物件は屋根等が火災により焼失し、壁等の崩落の危険が差し迫っている状況であることから、物件の相続人に対して、除却について指導を行うべく手紙の送付等連絡を取っているところであるが、進展のない状況である。このことから、市民の生命及び財産を守る観点から、越谷市空家等の適正管理に関する条例（以下、空家条例）第9条の規定に基づく緊急安全措置の実施に向けて進めることについて、令和6年5月17日付で市長の決裁を取得しました。緊急安全措置による安全対策にあたっては、物件の損傷の状況から、通常の措置では十分な対応ができないため、工法やそれに係る参考見積の取得や費用の妥当性を検討してきました。 |
| (9) 理由 | 令和6年4月24日（水）に市内震度2の地震により、部材の一部が道路に落下したとの通報を受け、翌日現地確認を実施した。本物件は屋根等が火災により焼失し、壁等の崩落の危険が差し迫っている状況であることから、物件の相続人に対して、除却について指導を行うべく手紙の送付等連絡を取っているところであるが、進展のない状況である。このことから、越谷市空家等の適正管理に関する条例（以下、空家条例）第9条の規定に基づく緊急安全措置の実施に向けて進めることについて、令和6年5月17日付で市長の決裁を取得しました。緊急安全による安全対策にあたっては、物件の損傷の状況から、通常の措置では十分な対応ができないため、工法やそれに係る参考見積の取得や費用の妥当性を検討してきました。
近隣への切迫した危険性を鑑みると、緊急性をもって空家条例に基づき緊急安全措置を実施する必要があり、競争入札を実施する時間的余裕がないため、地方自治法施行令第167条の2の第1項第5号の規定により、災害時等の際に緊急の対応をしている、越谷市建設推進協同組合と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種別 | 地質調査（登録有） |
| (2) 件名 | 宅地造成及び特定盛土等規制法に規定する基礎調査委託（既存盛土等調査） |
| (3) 場所 | 越谷市内 |
| (4) 履行期間 | 令和6年5月30日から令和6年12月27日まで |
| (5) 契約金額 | 8,302,800 円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社八州
北関東支社 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-82-1 |
| (8) 概要 | 本業務は、宅地造成及び特定盛土等規制法第4条に規定する基礎調査として、宅地造成等工事規制区域内の既存盛土の分布調査、安全性の把握及び応急対策の必要性の判断を専門業者に委託するものです。 |
| (9) 理由 | 執行方法：自治令第167条の2第1項第6号
理由：本業務は、令和5年度に実施した宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務委託（規制区域の指定）と同様の法に基づいて実施するものであり、密接な関係性がある。そのため、当該業務の受注者であり当該業務を通じて本件に関する越谷市内全域の地理的特性に精通している株式会社八州が一連で業務を実施することによって、他業者と契約する場合より計画準備、資料収集に係る直接人件費等のコスト削減が図られ、かつ業務期間の短縮、成果品の精度を確保する上で有利と認められるため、株式会社八州と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。 |